

平成 31 年 3 月 15 日

一橋陸上競技倶楽部 会費規則

- 第 1 条 名誉会員、特別会員は会費を負担しない
- 第 2 条 会則第 1 1 条に定める年会費は、卒業後の年数に関係なく一律金一万円也を負担する。ただし、会員の自発的な意思により年会費金一万円を超える負担をする場合は、その意思を尊重し、負担金額全額をその年度の収入として充当する。
- 2 本人の申し出があり、特別な事情により会費負担が困難と認められた会員については、理事会の議を経てこれを免除することができる。
 - 3 満 70 才（12 月 31 日時点）を越えた会員で本人の申し出があった場合は、理事会の議を経て会費を免除することが出来る。
 - 4 夫婦会員は、二人で一万円とする。なお、親子、兄弟・姉妹の場合はこの限りでない。
- 第 3 条 既納の会費はこれを払い戻さない。
- 2 再入会しようとする者で、会費の滞納があるときは、その金額を一時に払込まなければならない。ただし、理事会において事情やむを得ないと認めた場合には、会費の分納または一部徴収を免除することができる。
- 第 4 条 会費を全然連絡なく 5 ヶ年以上滞納した会員については、当倶楽部の正会員たる意思なきものと認め、理事会の議を経て会員名簿・クラブ便り等の送付を停止することができる。

以 上

昭和 4 8 年 1 1 月承認
昭和 5 1 年 6 月改定
昭和 6 1 年 6 月改訂
平成 1 4 年 6 月改定
平成 20 年 8 月 22 日改定
平成 22 年 12 月 1 日改定
平成 31 年 3 月 15 日改定